

## プロジェクト 税効果会計

## 項目 本日の審議事項

**これまでの審議事項**

1. 企業会計基準委員会及び税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、日本公認会計士協会（JICPA）から公表されている税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）（以下「実務指針」という。）について、ASBJに移管すべく審議を行っている。
2. 実務指針のうち、繰延税金資産の回収可能性に関する事項については、他の実務指針に先行して開発し、平成 27 年 12 月 28 日に企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」という。）を公表した。なお、繰延税金資産の回収可能性に関する注記事項については、回収可能性適用指針に関する事項を除く実務指針の移管の中で税効果会計に関する注記事項全般の見直しを行うこととし、その検討に含めることとした。
3. また、税効果会計に適用する税率に関する事項については、平成 27 年 12 月 10 日に企業会計基準適用指針公開草案第 55 号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」（以下「税率適用指針案」という。）を公表した。コメント期限は、平成 28 年 2 月 10 日であり、3 月中の公表を予定している。
4. 回収可能性適用指針に移管された監査委員会報告第 66 号及び監査委員会報告第 70 号を除いた 5 本の実務指針<sup>1</sup>が、今後の検討対象となる。

**本日の審議事項**

5. 本日は、第 30 回専門委員会（平成 28 年 2 月 4 日開催）で聞かれた意見を踏まえて、以下の審議を行う。
  - (1) 繰延税金資産の回収可能性に関する事項を除く実務指針の移管について、今後の全体的な進め方（審議事項(2)-2）
  - (2) 税効果会計に関する開示の検討の進め方（審議事項(2)-3）

<sup>1</sup> 今後の検討対象とされる 5 本の実務指針とは、以下である。

- ・会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
- ・会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
- ・会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」
- ・会計制度委員会「税効果会計に関する Q&A」
- ・監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」

(3) 開示の検討（評価性引当額の内訳）（審議事項(2)-4）

6. なお、第30回専門委員会で聞かれた意見は、審議事項(2)-5に記載している。

以 上